

北海道選挙管理委員会告示第4号

北海道選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和3年1月28日

北海道選挙管理委員会委員長 石塚正寛

北海道選挙執行規程の一部を改正する規程

北海道選挙執行規程(平成12年北海道選挙管理委員会告示第23号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式備考中1の事項を削り、2の事項を同備考とする。

別記第14号様式その1中「㊤」を削り、同様式その1備考を次のように改める。

備考

- 1 この届出は、北海道選挙管理委員会及び新旧選挙事務所所在地の市区町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第14号様式その2中「㊤」を削り、同様式その2備考に次の1事項を加える。

- 4 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第14号様式その2別紙1及び別紙2中「㊤」を削る。

別記第16号様式中「㊤」を削り、同様式備考に次の1事項を加える。

- 4 候補者本人又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本

人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第20号様式中「㊤」を削り、同様式備考に次の1事項を加える。

- 3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第29号様式中「㊤」を削り、同様式備考に次の1事項を加える。

- 3 候補者本人又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第33号様式中「㊤」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第35号様式中「㊤」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第40号様式その1中「㊦」を削り、同様式その1備考に次の1事項を加える。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第40号様式その2中「㊦」を削り、同様式その2備考を次のように改める。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第40号様式その3中「㊦」を削り、同様式その3備考を次のように改める。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第41号様式その1中「㊦」を削り、同様式その1備考に次の1事項を加える。

- 6 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってくだ

さい。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第41号様式その2中「㊤」を削り、同様式その2備考に次の1事項を加える。

- 4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第41号様式その3中「㊤」を削り、同様式その3備考に次の1事項を加える。

- 4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第43号様式その1から別記第44号様式その3までの様式中「㊤」を削る。

別記第46号様式備考中4の事項を5の事項とし、3の事項の次に次の1事項を加える。

- 4 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第46号様式備考に次の1事項を加える。

- 6 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者

本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第46号様式別紙中「㊦」を削る。

別記第47号様式中「㊦」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考

- 1 推薦届出者が職務を代行する場合には、候補者の承諾を得たことを証明する書面（別記第46号様式（別紙）の様式に準ずる。）を添付すること。

また、この場合に、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面（別記第14号様式（別紙2））を添付すること。

- 2 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第53号様式中「㊦」を削る。

別記第53号様式別記中「㊦」を削り、同様式別記備考に次の1事項を加える。

- 4 公職の候補者等本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第54号様式中「㊦」及び「㊦」を削る。

別記第54号様式別記中「㊦」を削り、同様式別記備考に次の1事項を加える。

- 4 後援団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置が

ある場合はこの限りではない。

別記第56号様式中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第58号様式中「㊦」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考

- 1 開催日時欄には、 月 日 時 分と記載すること。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第65号様式中「㊦」を削り、同様式備考に次の1事項を加える。

- 3 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第66号様式中「6 携行品」及び「印鑑」を削る。

別記第67号様式中「㊦」を削る。

別記第68号様式を次のように改める。

別記第68号様式 削除

附 則

この規程は、令和3年1月28日から施行する。